

広島県告示第五百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によつて、認定を取り消した。

平成二十九年九月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

一 対象区域

庄原市三日市町字大池ノ上二四三

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成二十九年九月十二日 第H二十九認消通知広県建指〇〇〇〇一号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

庄原市宮内町一一九五番地

松村 日出雄